

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 1 日
担 当 課	公共施設マネジメント課 管財担当室

契約業者名・住所	N T T 東日本株式会社 千葉事業部 千葉事業部長 井上 暁彦 千葉市中央区富士見一丁目 1 2 番 1 7 号 ネクストサイト千葉ビル 7 階
工事等の名称	京阪松戸ビル電話交換設備等賃貸借（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市松戸字坂下 1 2 8 1 番地 2 9、1 2 8 1 番地 2 4、1 2 8 1 番地 3 1
種 別	通信サービス契約
工事等期間	令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで
契約金額	月額 1 6 1, 8 2 0 円（消費税及び地方消費税を除く）
工事等の概要	仮庁舎内（京阪松戸ビル）に交換機及び電話機等を設置することで、円滑な通信手段を確保する。
随意契約の理由	市役所現本館及び現新館は耐震性が不足していることから、早期に安全性を確保した施設へ仮移転する必要があります。このため、行政機能を継続しつつ市民及び職員の安全を確保するための仮庁舎として、民間建物を執務室として借り上げることが決まりました。 本事業は、これを受けて、借り上げを行った執務室に新規で電話交換設備等を導入し、行政機能を継続する必要があるため実施するものです。 本事業の導入要件において、重要であるのが仮庁舎と他拠点との相互連絡における迅速性及び確実性であり、既存の内線網に円滑に接続可能となる技術が必要不可欠です。 これにより、仮庁舎と他拠点の各所属職員間でダイレクトに通話が可能となるため、市民サービスの向上につながり、仮庁舎としての機能が充実します。 そのため、現在本庁舎等の他拠点で導入している N T T 東日本株式会社のシステムの導入が最適であるため、競争入札に付することができません。 以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約するとともに、松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、当該事業者 1 者から見積書を徴するものです。